

鳥羽市文教産業常任委員会会議録

平成 2 9 年 5 月 8 日

○出席委員

委員長 尾崎 幹
委員 片岡直博
委員 井村行夫

副委員長 河村 孝
委員 山本哲也
委員 戸上 健

○欠席委員（なし）

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 濱口博也

書記 中山真緒

(午前11時11分 開会)

○尾崎 幹委員長 ただいまから文教産業常任委員会を開会いたします。

これより景観と再生可能エネルギーの調和についてを議題といたします。

約1年間にわたり行ってきました本調査ですが、今回は田原市への行政視察分について確認していただき、調査結果の最終確認としたいと思います。

それでは、お手元に配付しておりますので、書記に朗読させます。お願いします。

○中山書記 それでは、22ページをごらんください。よろしいでしょうか。

○尾崎 幹委員長 どうぞ。

○中山書記 平成29年4月17日、愛知県田原市を行政視察。

田原市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）について、田原市議会議長の渡会清継氏と田原市議会副議長の竹正章氏、議会事務局長の小久保英夫氏、議会事務局議事課長の鈴木克広氏、環境政策課長の寺田昭一氏、環境政策課主幹の伊藤弘子氏、環境政策課長補佐兼環境政策係長の山田正勝氏、環境政策課環境政策係主任の鈴木孝明氏、街づくり推進課長の鈴木洋充氏、地域創生課長（前環境政策課長）の杉浦清明氏に聞き取り調査した。

質疑応答。

問、骨子の中に建設相談票があるが、全事業者、全計画に対してヒアリングを行うのか。10キロワット以上の出力を出す予定の事業者は全て出してもらう。

罰則規定はないようだが、議論はあったのか。議論はあったが、財産権の問題で特に定めていない。ただ、田原市のほとんどが自然公園地域になっているので、届け出が出るものはガイドラインに遵守していないことを県に報告し、愛知県から指導ということはある。

ガイドラインを無視して開発を進めた事業はあるのか。7件ある。

議会から景観条例をつくるべきであるという提言があったがその後どうなったのか。平成24年度に景観基本計画を定めている。条例で規定をするとなると財産権の制限をするという話になるので地域の意識の醸成がないとできない。まちづくりの検討委員会や地域コミュニティで景観条例という手法もあるということ投げかけながら価値観をどこまで上げていけるかということである。

平成26年4月の申請以来、太陽光発電について調査を始めたのか。そのときはまだ自然公園法が改正されていなかった。市としての全体の方向性を示す必要があった。意見書を付してもできてしまうのは事実だが、市の意向は出していくべきだということをつくっていった。

太陽光発電設置の申請が来たときに、担当する職員は何人いるのか。基本的に課内ではできるようになっている。窓口が別の課の場合もあるので、そのときは常に連携をとってきた。

ガイドラインを作成したことで抑止力の効果が出た具体例はあるのか。農地の隣につくられ水が流れてくるという苦情があり、施行した事業者に適切な雨水排水の施行をお願いしている。自然公園法が平成28年7月に改正され、太陽光発電施設のモジュールの面積が1,000平米を超えるものについては届け出が必要になった。ガイドラインを遵守していないものについて意見書を付している。愛知県も協力体制にある。

国定公園、県立自然公園での視点に「愛知県においては周囲への影響を考慮し、反射光を抑えた低反射タイプの太陽光パネルを用いるよう指導」とあるが、田原市も同じように指導しているのか。また、反射光について苦情はあるのか。事業者が相談に来たときは市からもお願いしている。直接市への苦情はないが、事業者と近隣住民で話し合っ解決したということ聞いたことはある。

県の許可とガイドラインの関係について考えはあるのか。当時は市側の意向を出すということが大前提であった。平成29年3月に経済産業省が風車、太陽光、バイオマス等のガイドラインを作成した。その一つに「自治体が個別に策定する指導要綱、ガイドライン等を遵守するように努めること。」とうたわれている。やっと抑止力になるような関係になってきた。

24ページです。

市長の考えは出ているのか。一般質問の際、再生可能エネルギーは推進していく立場ではあるが、さまざまなものと調整しながら進めていくべきだと考えているというような発言をしたと記憶している。

県の上位法に絡む問題はあったのか。面積によって市の意見書を付すが、ガイドラインができる前は全ての課において市の姿勢を同じ文言で県に対して出していた。ガイドラインができた以上はガイドラインに沿っていない事業は推進しないというようなことを同じ文言で出す方針を立てている。

ガイドラインを作成してから住民の反応はあったのか。市民で太陽光をやりたい人は少ないので市内からは余り聞かない。

再生可能エネルギーの立地規制に関する報告書（太陽光発電施設・風力発電施設）の中で施設台帳整理の必要性の検討と太陽光発電施設について災害協定、安全協定の必要性及び協定内容の検討とあるが実行度合いはどうか。ガイドラインが施行されてからの21件については現場確認と地図上にも落とししている。協定については財産権もあり、強く言うことができない。

条例化は考えていないのか。条例化の議論もあった。法的拘束力をもって規制するからには目的と効果を検討した上で定め、規制項目も土地の使用権や財産権を過分に制限しないように考える必要がある。渥美半島ではガラス温室がたくさんあり、ガラス温室の反射光と太陽光パネルの反射光の違いがきちんと説明できるのか等、法的に財産権を制限するというのは相当慎重にならなければならない。

どこの課が主体になるかという話があったのか。まちづくりなのか環境なのかという議論があった。太陽光発電の台帳簿を環境政策課が知っているべきではないかという指摘があり、環境政策課が引き受けた。

太陽光発電とホテル等ほかのものとの線引きはあるか。田原市も確実にできているとは思っていない。あくまでもガイドラインという形の行政誘導で、市の姿勢を示す中でご協力いただくという形である。ということで、以上になります。

○尾崎 幹委員長 朗読は終わりました。

この件についてご質疑、ご意見はございませんか。

山本委員。

○山本哲也委員 24ページの一般質問の際、市長はこのような発言をしたと記憶しているということがあるんですけども、ここは裏をとっとくというか、議事録でしっかり確認して、こういう発言があったかどうかというところを押さえとく必要があるのかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○尾崎 幹委員長 どうでしょうか。これは報告書にすぎませんから、とりあえずこういう意見交換をして勉強会をしたと。その中の相手側の意見ですので、相手側の問題ではないですか。どうですか。

局長。

○濱口事務局長 今回の意見、これ女性の方が答えたものだと思いますので、ちょっと議事録等、もしあれやったら繰ってみて、どんな形で発言されたかというのをすぐ確認だけ、とるだけとってね。はい、させます。

○尾崎 幹委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 ないようですので、これで調査結果について全て確認していただいたこととなります。

お諮りいたします。

本委員会における景観と再生可能エネルギーの調和についての調査結果につきましては、本会議で報告をすることにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 ご異議なしと認めます。よって、本委員会における景観と再生可能エネルギーの調和についての調査結果につきましては、本会議で報告をすることに決定いたしました。

なお、本会議終了後、委員全員で市長に対し、調査結果報告書を手渡したいと考えておりますので、ご了承をお願いします。

これもちまして、文教産業常任委員会を散会いたします。

(午前11時21分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

平成29年5月8日

文教産業常任委員長 尾 崎 幹